

令和7年度 下水道指定工事店への連絡事項

1. 排水設備工事における注意事項（計画担当）
2. 排水設備等計画確認申請書における注意事項（計画担当）
3. 下水道使用開始日について（計画担当）
4. 登録事項等の変更について（計画担当）
5. 公共汚水ます設置工事における注意事項（汚水担当）
6. 公共汚水ます設置申請時の提出資料（汚水担当）

☆前年度から変更および追記がございますので、必ず内容をご確認ください。

1. 排水設備工事における注意事項（計画担当）

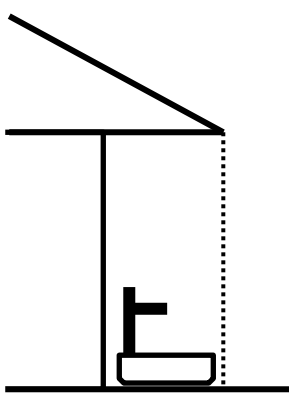
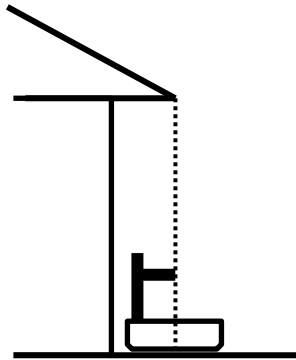
令和7年4月1日

排水設備工事は半田市下水道指定工事店規程に基づき、必ず排水設備等計画確認申請書を提出し、確認がおりてから実施してください。

2. 排水設備等計画確認申請書における注意事項（計画担当）

（1）屋外ガーデンパンについて

※令和2年度から取扱いを変更していますので、ご注意ください。

取 扱 い	雨水として排水	
イ メ ー ジ 図	① 	② 
	備 考 軒下の中に納まっている。	軒下からはみ出している。

※雨水が流れ込むおそれがある場合は、①、②のどちらも雨水管接続です。

屋外ガーデンパンで、污水管接続となるのは、屋根があり3方壁で囲まれて、雨水の侵入が無いと判断されるケースのみです。

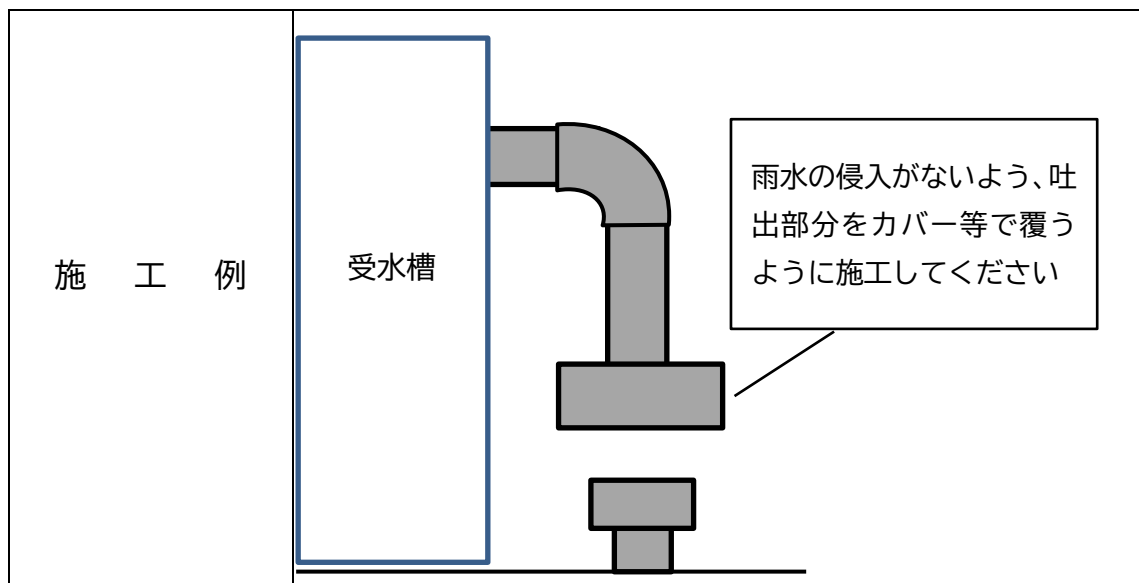
※記号は「手洗器」としてください。

※誤接の場合は施工のやり直しになりますので、迷う場合は事前に計画担当にご相談ください。

（2）受水槽のオーバーフロー管について

受水槽のオーバーフロー管は基本的に污水管接続となります。その場合、排水管カバーで吐出部分を覆う等、雨水の侵入がないように施工してください。

検査時に雨水が侵入する可能性がある判断した場合、施工のやり直しになりますので、ご注意ください。



(3) 給湯器について

取 扱 い	汚水として排水	雨水として排水
取 扱 理 由	水道水循環式 ※タンクからのオーバーフロー水有	結露水 ※エアコンの室外機と同様
参 考 例	エネファーム（貯湯部） エコキュート（貯湯部） エコウィル（貯湯部） エコワン（貯湯部）	エネファーム（燃料電池ユニット部） エコジョーズ エコキュート（ヒートポンプ） エコウィル（ヒートポンプ） エコワン（ヒートポンプ）

※例は参考です。必ず、メーカーに確認して適切な接続をしてください。なお、排水が無い給湯器の場合は、四角で黒色の実線（新設）か四角で黒色の点線（既設）にて記載してください。

※給湯器にトラップがついているのか、または給湯器にはトラップがついておらず、まずにトラップがついているのか、図面上で不明な場合があります。確認していただき、記号を記入するようお願いします。

(4) 図面、工事内訳の記載方法について

	記 載 方 法
管 渠 等 の 線 (平面図)	汚水 (新設) : <u>赤色実線</u> 汚水 (既設) : <u>赤色点線</u> 雨水 (新設) : <u>緑色実線</u> 雨水 (既設) : <u>緑色点線</u>
数 値 (平面図)	延長 : <u>メートル表記で5 cm単位</u> (二捨三入、七捨八入) 例) 2.50 ます深 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) H 35 地盤高 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) (+40) ます径 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) 15
工 事 内 訳	延長 : メートル表記で5 cm単位 (二捨三入、七捨八入) 例) 2.50 ます深 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) 35

※複数の污水管が合流して1本になる図面において、合流するますの深さが一致しないケースが散見されます。各ルートで計算したますの深さが、合流するますでも一致していることを必ず確認してください。

※数値が小さく表記され、判別しにくい図面が見受けられます。その場合、A3に拡大するなどして確認しやすいようにご注意ください。

※風呂場に床排水口がある場合は、浴槽と床排水口の記号を記載してください。
床排水口があるのにもかかわらず浴槽のみを記載しているケースが見受けられますのでご注意ください。

（５）起点ますの接続について

	○	×
イメージ図		
備考	90度曲ますを使用	ストレートますと曲管を使用

※排水設備技術基準において、「器具排水管は、建築物の下水排出口から1 m以内にとどめ、ます等に接続しなければならない。」と定めています。1 mを超えて接続させているケースが散見されますので、再認識してください。

(6) その他の主な注意事項について

① 施工は、必ず申請書の確認がおりてから実施してください。

確認がおりる前に施工した場合、工事がやり直しになる可能性もあります。

② 図面に変更が生じたら、速やかに変更図面を提出してください。

完了検査時に現地と図面が異なる場合がよくあります。責任技術者は、必ず現場と図面を確認してください。

③ 工事後は、速やかに完了検査を受けてください。

水洗器具設置から下水道使用料がかかります。完了検査の時期が遅れることにより、お客様に迷惑がかかることになります。

④ 器具などの改造も届出が必要です。

すでに下水道に接続している建物でも、改造や増築等により排水設備の追加や変更をする場合には、排水設備等計画確認申請書の提出が必要となります。提出せずに工事を行った場合は、無届工事となります。

特に、下水道接続済み物件の改造等により水道メーターを追加した場合には、注意が必要です。

⑤ 工事内訳についての記載漏れ、記載ミスが多く見受けられます。

図面だけが申請書ではありません。工事内訳についてもチェックしてください。特に図面訂正の際に工事内訳が修正されていないケースが数多く見受けられます。

⑥ 完了検査は責任技術者が立ち会ってください。

検査の立ち合いは、必ず工事を担当した責任技術者でお願いします。

⑦ その他

- ・排水設備等計画確認申請書の作成及び排水設備工事の施工は、排水設備技術基準に基づいて行ってください。なお、基準に記載されていない事案については、計画担当までご相談ください。
- ・確認申請書の土地および建物所有者の承諾欄について、売買等の関係により所有者の変更があった際、市のシステム反映までにタイムラグが生じるため、審査の段階ではシステム上の所有者と承諾欄に記載の所有者に相違が生じる場合があります。申請時に登記簿の写しや変更が確認できる書類がある場合は、添付するようお願いします。
- ・これまで、交換箱経由で連絡事項についてご案内しておりましたが、今後はメールでご案内することを予定しております。そのため、責任技術者に関する調査等に連絡可能なメールアドレスのご記入をお願いします。また、メールアドレスを変更した場合は、随時ご報告いただきますようお願いいたします。

3. 下水道使用開始日について（計画担当）

公共下水道使用開始届に記載して頂く、下水道使用開始日について改めてご確認をお願いします。

公共下水道使用開始日 = 下水道へ流せるようになった日

【注意】1つでも器具が付き、下水道へ流せる状態になった日が開始日です。
工事完了日、引き渡し日及び全ての器具がついた日ではありません。

また、臨時栓から専用栓への変更や、上水道の使用者名が業者から個人へとなった場合、変更日時点で引き渡し等があったものと推察されます。そのような場合で変更日以降の日付で開始日の届出があった場合は、確認させていただきます。

4. 登録事項等の変更について（計画担当）

指定工事店登録事項、災害協定締結事項などに変更（名称、住所、代表等）が生じた場合は、速やかに届出をしてください。下水道指定工事店申請事項変更届は、本市ホームページに掲載の様式にてご提出をお願いします。

ご提出の際に必要な書類

名 称 変 更	下水道指定工事店申請事項変更届 履歴事項全部証明書（原本） 下水道指定工事店指定証
住 所 変 更	下水道指定工事店申請事項変更届 履歴事項全部証明書（原本） 位置図（広域・詳細） 写真（外観・看板）
代 表 変 更	下水道指定工事店申請事項変更届 履歴事項全部証明書（原本） 履歴書（顔写真を添付） 身分証明書（原本）